

国民保護計画に係る半田市避難実施要領パターン  
(弾道ミサイル関連抜粋)

平成30年4月

半 田 市

## 1. 避難実施要領の避難形態

国民保護に起因する事態が発生した場合、国の指示のもと、住民を避難誘導することとなる。避難を実施するにあたり、次の3形態が考えられる。

### (1) 屋内避難

外へ避難するよりも、屋内に避難することが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕がない場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。



### (2) 市内避難

危険が予想される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場に留まっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。

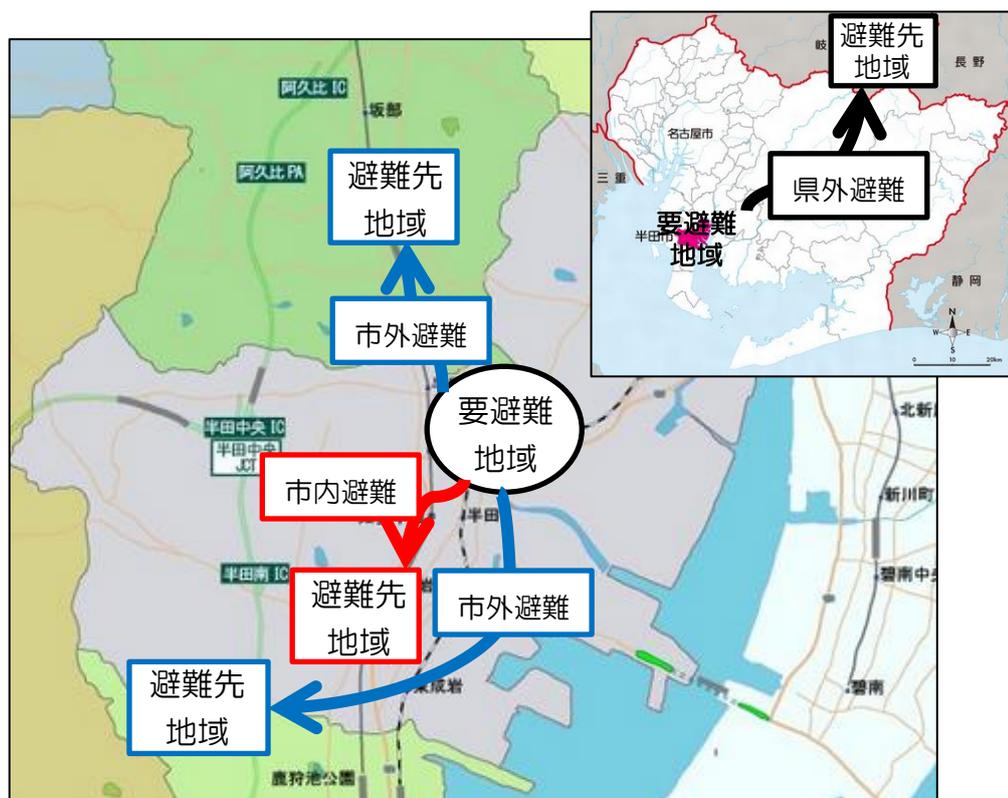


### (3) 市外避難（県外避難）

危険が予想される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合に用いる形態である。市は県と連携して避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



図一2 避難形態



## 2. 弾道ミサイル攻撃の特徴及び避難実施要領のパターン

- 弾道ミサイル攻撃において、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階や窓ガラスの少ない部屋等に避難するのが基本となる。
- 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、取るべき行動を周知することが主な内容となる。
- 国の対策本部長（内閣総理大臣）は、弾道ミサイルの発射が差し迫っている場合に、警報を発令し、避難措置を指示する。そして、実際に発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。
- 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射瞬時に攻撃目標を判断することは極めて困難である。このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その主体が保有する弾道ミサイルの精度により、実際の弾着地点は変わってくる。その意味では、半田市に弾着の可能性があり得るものとして対応を考える必要がある。

避難実施要領			
半田市長			
*月**日 6時 10分現在			
屋内避難			
1 愛知県からの避難の指示の内容			
<p>国の対策本部長は、N国による弾道ミサイル発射が差し迫っているとの警報を6時05分に発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>このために、弾道ミサイルが発射された際に住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以降、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。</p>			
2 事態の状況、関係機関の措置			
2-1 事態の状況			
発生時期	**年*月**日（金） 6：05		
発生場所	—		
実行の主体	N国		
事案の概要と被害状況	N国による弾道ミサイル発射の兆候		
今後の予測・影響と措置	発射後、10分ほどで着弾若しくは通過		
気象の状況	天候：晴れ	気温：9℃	風向：東 風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域	市内全域		
避難先と避難誘導の方針	<p>○屋内へ避難する。できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。</p> <p>○これらの施設等の所有者・管理者は、避難者の受入に協力すること。</p> <p>○避難する施設は、避難所として指定されているか否かを問わない。</p> <p>○なるべく建物等の中央部に避難すること。また地階を有する建物等では、なるべく地階に避難すること。</p> <p>○余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まること。その際、なるべくガラス張りの建築物の下を避けること。</p>		

避難開始日時	実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたとき ただし、警報発令前であっても、各人がとるべき行動を必ず確認し、必要な準備を行うこと。
避難完了予定日時	弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されてから5分以内
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	—
連絡調整先	—
3 事態の特性で留意すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線（拡声子局）、半田市防災・災害情報ツイッター、緊急速報メール、県警察、消防本部及び庁外で勤務する職員による拡声機による広報、自治区及び自主防災会による個別伝達による情報に注意すること。</li> <li>○最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、運転免許証等の身分証明書などを用意しておくこと。</li> <li>○子供がいる場合は、不安解消のため玩具類を用意することが望ましい。</li> <li>○自力での歩行が困難な者については、同居する家族や、入所している施設の職員、町内会や自主防災会が主体となり、屋内へ避難誘導すること。</li> <li>○化学剤弾頭等が着弾する場合に備え、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止し、必要に応じ、テープ等で目張りを行い、外部から遮断された状態にすること。</li> <li>○弾道ミサイル発射の警報が発令されたときに車両内にいる場合は、車両を道路外に停め、避難を行うこと。</li> <li>○近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた時は、当該現場から離れるとともに、市、消防、警察に連絡し、着弾地点の周辺に興味本位で近づかないこと。</li> </ul>	
4 住民の行動	
<p>屋内避難の指示を受けた場合の対応</p> <p>屋内にいる場合</p> <p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>テレビ、ラジオ、スマートフォン等からの情報収集に努める。</p> <p>屋外にいる場合</p> <p>できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。</p>	

5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線（拡声子局）</li> <li>○半田市防災・災害情報ツイッター</li> <li>○緊急速報メール</li> <li>○県警察、消防本部及び庁外で勤務する職員による拡声機による広報</li> <li>○自治区及び自主防災会による個別伝達</li> </ul>
避難実施要領の伝達先	<p>【関係機関】</p> <p>愛知県、愛知県警察（半田警察署）、知多中部広域事務組合、常滑市、碧南市、高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町、東海旅客鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、知多乗合(株)、愛知県道路公社（前田建設コンセッション）、(株)CAC、(一社)愛知県トラック協会、中部電力(株)、東邦ガス(株)、(株)NTT西日本一東海、(一社)半田市医師会、半田市区長連絡協議会、半田市赤十字奉仕団、半田港水防団、半田市消防団</p> <p>【公共施設等】</p> <p>学校・保育園等、半田病院、社会福祉施設等、自治区</p>
6 緊急時の連絡先	
半田市 国民保護／緊急処理事案対策本部	電話：0569-84-0626 FAX：0569-84-0640

### 3. 弾道ミサイル発射に應ずる避難場所の一例

- 屋内（近くに堅固な建物があった場合）

【例：雁宿ホール】



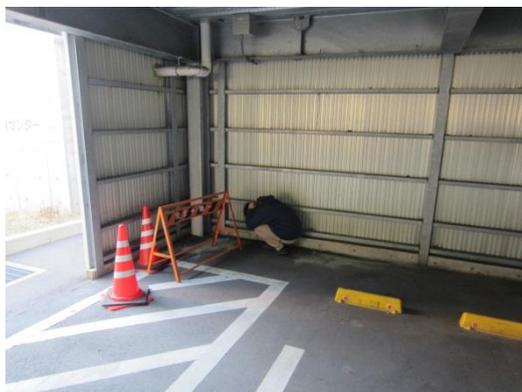
※ガラスの面が少ない場所で堅固な壁に身を寄せて姿勢を低くする。



【例：雁宿駐車場】



【例：市役所立体駐車場】



○屋外（近くに堅固な構造物があり、屋内に避難する余裕がない場合）

【例：名鉄河和線青山駅周辺】

【例：アンダーパス】



【例：知多半島道路高架下】



※ 堅固な壁面に身を寄せて姿勢を低くする。

○屋外（近くに堅固な構造物がない場合）

【例：公園】



【例：公園】



【例：道路】



【例：田畑】

